

各 位

会社名 太 洋 物 産 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 松島 伸介
 (コード番号：9941 東証スタンダード)
 問合せ先 総務部 井坂 勇登
 ジェネラルマネージャー
 電話：03-5946-8000

第1回新株予約権の行使価額修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が2022年9月1日に発行しました第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の行使価額について、下記のとおり修正することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(1)	新株予約権の名称	太洋物産株式会社第1回新株予約権
(2)	発行した新株予約権の総数	5,560 個
(3)	行使価格の修正日	2023年11月16日
(4)	修正後行使価格の適用開始日	2023年12月1日
(5)	修正前行使価格	946 円
(6)	修正後行使価格	767.7 円
(7)	修正日前日時点における本新株予約権の未行使残存個数（株式数）	5,560 個（556,000 株）
(7)	修正事由	発行要項に規定された行使価額の修正条項の適用によるものであります
(8)	資金調達の資金使途	本新株予約権が行使された場合に払い込まれる資金は、以下の使途に充当する予定です。 ① ペットフード事業への投資資金 ② 太陽光事業への投資資金 ③ ECO ミート事業への投資資金 ④ 煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金

【本新株予約権の行使価額を修正する理由について】

当社としては、本新株予約権による調達資金の資金使途でもある、「①ペットフード事業への投資資金」「②太陽光事業への投資資金」「③ECO ミート事業への投資資金」「④煙台における中国国内向けシロップ販売の事業資金」のもと、本新株予約権の行使がなされ、その結果資金調達が進むことを企図しておりますが、直近の株価の推移を鑑みると、当初行使価額を下回る水準で株価が推移し、これまでのところ行使されておられません。以上のような状況を踏まえ、当社の現状の株価水準を適切に本新株予約権の行使価額に反映することにより、行使を促進し、機動的な資金調達を実現するために本新株予約権の行使価額を修正することといたしました。

かかる行使価額の修正により資金調達額は減少することがありますが、当社が行使価額の修

正を行わないことで本新株予約権の行使が行われず、資金調達が行われないこととなります。その結果、事業計画どおりに施策を実施できないため、当社の業績に影響を与える可能性があります。そのため、施策を計画どおりに進めることを優先し、行使価額の修正を行うものであります。

※ご参考（第1回新株予約権の詳細 2022年8月16日付開示資料をご覧ください。）

- (1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、割当日より6ヶ月経過後（2023年3月2日）以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）以降、第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、「注）7. 本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。また、本新株予約権の行使価額は、本発行要項に従って調整されることがある。なお、以下に該当する場合には、当社はかかる取締役会決議及び通知を行う事ができないものとする。
 - ① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
 - ② 前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合
- (2) 行使価額は946円（但し、本欄第3項による調整を受ける。）を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

以 上